

# グラントソントン花輪の「GST 虎の巻」

## E-Way Bill の概要

### E-Way Bill とは

E-Way Bill (Electric Way Bill、以下 EWB) とは、物品・サービス税 (GST) 登録者の 5 万ルピー (約 8 万 2,000 円) 超の物品の運搬について GST 法によって作成が求められている書類である。EWB オンラインポータル ([www.ewaybillgst.gov.in](http://www.ewaybillgst.gov.in)) にて必要情報を入力し作成する。なお、GST 登録者であっても、別途 EWB ポータルへの登録が必要である。

旧間接税制下でも、EWB と同様の制度 (e-sugam、Way Bill、Road Permit など) が多くの州で導入されていたが、これらはそれぞれの州の独自規定に基づいて運営されていた。GST の下では、インド全土で単一の EWB システムとなっている。EWB による物品移動の捕捉により、GST コンプライアンスを確保する狙いがある。また、EWB の導入により州境のチェックポストが廃止されていくことで、州際の物品輸送の手続が簡素化し、リードタイムが短縮されるなど物品輸送の効率化が期待される。

### EWB の適用開始時期

GST 導入以後、EWB の適用開始時期は数回にわたり延期されてきたが、3 月 10 日の GST 評議会において、以下の導入スケジュールが決定され、適用されている。

- ・州際の運搬 (Inter-state movement) : 2018 年 4 月 1 日から

- ・州内の運搬 (Intra-state movement) : 2018 年 4 月 15 日から順次州ごとに適用 (州を 4 カテゴリーに分けて導入の予定)。2018 年 6 月 1 日までにインド全州で適用とする。

4 月 15 日から適用: Andhra Pradesh (アンドラプラデシュ州)、Gujarat (グジャラート州)、Kerala (ケララ州)、Telangana (テランガナ州)、Uttar Pradesh (ウッタルプラデシュ州)

4 月 20 日から適用: Bihar (ビハール州)、Jharkhand (ジャルカンド州)、Haryana (ハリヤナ州)、Himachal Pradesh (ヒマチャルプラデシュ州)、Tripura (トリップラ州)、Uttarakhand (ウッタラカンド州)

4 月 25 日から適用: Arunachal Pradesh (アルナチ

ヤルプラデシュ州)、Madhya Pradesh (マディヤプラデシュ州)、Meghalaya (メガラヤ州)、Puducherry (連邦政府直轄地ポンディシェリー)、Sikkim (シッキム州)

なお、Karnataka (カルナタカ州) はこれに先行して州内物品運搬への EWB を導入していた。

### EWB の作成

GST 登録者である物品サプライヤー (物品発送人) は、5 万ルピー超の物品を運搬する場合に、EWB (Form GST EWB-01) を作成しなければならない。なお、物品サプライヤーが GST 非登録者で物品受取人が GST 登録者の場合には、物品受取人が EWB を作成する。また、運搬者 (GST 登録者でない運搬者も含む) も EWB を作成・アップデートすることができる。

物品の価値は Tax Invoice、Bill、Delivery Challan に記載された金額をいい、運搬物品に課税される GST 金額を含み、GST 免税品・非課税品の金額や運搬者に支払う運搬費は含まれない。ただし、Job Worker への州際物品運搬、GST 登録が免除されている者による Handicraft Goods の州際運搬については、5 万ルピー以下でも EWB が必要とされている。

EWB 発行義務違反には、1 万ルピーまたは運搬物品にかかる GST 金額のいずれか大きい金額が罰金として課される。

EWB はインボイスごとに必要であり、例えば同じ発送元、発送先で同じトラックで運搬する場合でも、インボイスが複数に分かれていれば、インボイスごとに複数の EWB を発行しなければならない。この場合、運搬者は複数の EWB をまとめた Consolidated EWB (Form GST EWB-02) を発行することができる。

税務当局には EWB と運搬物品を検査する権限が与えられている。もし運搬中に当局担当官による検査を 30 分以上受けた場合には、運搬者は Detention Report (Form GST EWB-04) を EWB ポータルに申告でき、上級担当官に連絡が行くようになっている。

### EWB の内容

EWB は Part A と Part B の 2 つから構成されており、以下の内容となっている。

Part A	Part B
・インボイスなどの番号と日付	・運搬者の名と運搬者ID
・運搬の理由	・およその運搬距離
・発送人と受取人の名、GSTIN、住所、PIN	・運搬手段 (Road/Rail/Air/Ship)
・運搬物品の金額とGST課税額	・車両タイプと車両登録番号
・運搬物品のHSNコード	

Part A は物品サプライに関する基本情報である。原則的には物品サプライヤー（発送人）が入力する。EWB 発行後は Part A 情報は修正できないので、もし誤った情報を記載した場合には EWB のキャンセルと再発行を行う。

Part B は運搬する車両等の情報である。物品サプライヤー自身が運搬する場合には物品サプライヤーが入力する。物品サプライヤーが外部の運搬者に運搬を依頼する場合には、サプライヤーは Part A 情報を入力し、運搬者に Part B の入力を依頼する。

なお、Part B は同州内の 50 キロ以内の運搬の場合は、記入を省略することができる。

Part B はトラック運搬 (By road) の場合は物品運搬前の入力が必要であるが、鉄道、航空機、船舶による運搬の場合では運搬後の入力も認められる。

## EWB の有効期限

EWB の有効期限は、Over Dimensional Cargo 以外の場合、物品運搬距離 100 キロまでは 1 日、100 キロ超の場合は 100 キロを超えるごとに追加で 1 日となっている。すなわち、運搬距離が 150 キロであれば 2 日間、450 キロであれば 5 日間となる。EWB にはおよその運搬距離を記載する。もし特別な事情や積み替えなどの理由で運搬中に有効期限が切れてしまった場合には、運搬者はその理由など詳細を EWB ポータルにてアップデートし期限延長することができる。

## 実務上の課題など

- EWB に車両番号も記載しなければならない (Part B) が、適時の情報反映のためには運搬業者の配車などオペレーション上の課題もあると考えられる。
- 最終到着地までに異なる運搬者コード (Transporter ID) を持つ複数の運搬業者を利用する場合、インボイスが 1 つであれば EWB も 1 つでよいが、運搬業者は EWB の Part B を適宜 EWB ポータルで更新しなければならない。そのため、発送主であるサプライヤー側ではそれぞれの運搬業者用に Delivery

Challan を用意しなければならないと考えられる。

・ 1 つのインボイスについて 1 つの EWB が必要なため、出荷を集約したとしてもインボイスが複数であれば複数の EWB が必要となり、実務負担増の恐れがある。

・ 州内と州際について、例えば、道路事情の関係で、一旦他州に入つてすぐに元の州に戻る、といったルートを取らざるを得ない場合の取扱いについて明確ではない。

## 出力された EWB の例



出所: E-Way Bill System User Manual (National Informatics System)

### <プロフィル>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)  
グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士 (日本)。2006 年に太陽有限責任監査法人入所、10 年 7 月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO 支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13 年 8 月から現職。